

農業経営収入保険に係る事務機器  
(圧着はがき用メールシーラー) の調達業務

調 達 仕 様 書

全 国 農 業 共 濟 組 合 連 合 会

## 1 調達案件の概要

### (1) 調達件名

農業経営収入保険に係る事務機器（圧着はがき用メールシーラー）の調達業務（以下「調達業務」という。）

### (2) 調達の背景

「農業災害補償法の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 16 日に可決・成立し、新たな農業保険法の下、農業経営全体の収入に着目した「農業経営収入保険制度」（以下「収入保険」という。）が平成 31 年 1 月（加入申請の受付は平成 30 年 10 月）より開始され、全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）が実施主体となり、全国連合会から農業共済組合等（以下「組合等」という。）に業務委託して実施している。

現行制度では、全国連合会より、加入申請が承諾された加入者に「保険証書（A4 サイズ上質紙）」を発行し、加入申請日の属する年の農業収入実績報告後に再度「保険証書」を発行しているが、制度開始 2 年目からは事務の簡素化により、加入申請が承諾された加入者には「加入承諾書（圧着はがき）」を発行し、加入申請日の属する年の農業収入実績報告後に「保険証書」等を発行することとなる。

### (3) 目的

全国連合会から加入申請が承諾された加入者に対し、圧着はがきによる「加入承諾書」を発行するため、メールシーラーの導入をリース契約にて行う。

## 2 リース期間

令和元年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで（5 年間）

## 3 設置場所及び納入時期

- (1) 設置場所 全国農業共済組合連合会事務所
- (2) 納入時期 令和元年 11 月 1 日に設置

## 4 調達機器

メーカー	型番	数量
Duplo 社	PS-300S	1 台

## 5 リース料の支払い

代金の支払いは月単位とし、当月分のリース料金の請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。消費税及び地方消費税については、外税方式で対応し、合計金額に法律所定の税率を乗じた金額（円未満は切り捨て）とする。

## 6 機器の搬入設置・調整

納入機器は、受託者の責任において、「3 (2) 納入時期」に、「3 (1) 設置場所」へ搬入・設置し、稼動可能な状態に調整を行うこと。搬入機器に対して現場で行う

べき設定等以外は終えた状態で搬入すること。

なお、搬入費用及び契約終了後の搬出費用については受託者の負担とする。

## 7 機器の保証等

- (1) 受託者は、納入機器について、仕様を満たす状態で正常稼働させること。
- (2) 納入後に使用者の故意、重過失及び自然災害等に起因しない納入後1週間以内の動作不良がある場合は、受託者の責任で速やかに正常な状態に回復させること。
- (3) 納入機器が中古品でないこと。

## 8 その他

- (1) 「入札書」における金額は、全ての経費（リース料、搬入出費用等）を含めた金額とすること。なお、全国連合会は機器の保守を別途手配する予定である。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、全国連合会と十分な協議・調整を行うこと。
- (3) 本業務の目的を達成するために、調達仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき又は本業務の内容を変更する必要が生じたときは、全国連合会と受託者が協議すること。
- (4) 機器の搬入・搬出及び保守の際に知り得た業務上の秘密は第三者に漏洩しないこと。